



■発行/櫻井しげる後援会 ■住所/315-0013 茨城県石岡市府中3-11-28
 ■電話/自宅 0299-22-3881 ■FAX/0299-22-3881 ■携帯 080-3150-8451
 ■WEB <http://www.sakurai.click/> ■E-Mail sakurai@sakurai.click
 ■Facebook <https://www.facebook.com/shige.sakurai.3> **討議資料**



新型コロナウイルスワクチンの2回目接種率が80%を超す勢いとなり、感染者が激減している状況と併せて、ウイルスの変異が自滅型になったという報道が出ました。しかし、真っ向から反対の見解を示す医師もいます。私たちは、情報を冷静に見極めつつ、感染拡大防止対策の継続を心がけたいと思います。

消防本部の条例違反を指摘し、法令遵守を求めました。上司たる管理職は、命令や指示が法令や条例、モラルに反していないのか、噂や思い込みではなく判断してほしいと感じました。議員も同様です。

今年も残すところわずかとなりました。朝夕は冷え込んできましたので、どうぞご自愛ください。

一、市長非難の決議を議長が可決

第3回定例会最終日に高野要・産業建設委員長が、決議案第12号「市長及び市職員に対し公務員としての自覚と倫理確立を求める決議」を提出し、紆余曲折の末、原案可決となりました。

(1) 一般質問で農業委員選考の問題を指摘

高野要議員が行った一般質問「農業委員会委員の選任における市長の関与について」の中で、新たな農業委員会委員を選任するために「選考委員会」を組織した。その協議が進む中で市長が、農業委員会事務局職員に対して、介入ともとれる指示を伝えたことは問題だとして一般質問を行っています。

(2) 委員会に提案された決議案の要旨

9月14日開催の産業建設委員会において、鈴木康仁委員が決議案を提案しました。その要旨は「農業委員会委員の選任過程における谷島市長の介入：意見が受け取った側には指示に聞こえ、それに基づいて評価基準を変更するという、市長の農業委員会委員の在り方と選任方法に対する無知。・・・農業委員会事務局職員には、全体の奉仕者、公務員としての倫理観が失われていたと言わざるを得ない。・・・谷島市長は自らの無知と自覚の欠如を真摯に認め、誤りを犯さない団体となることを切実に求めるものである。」

(3) 農業委員会委員の選任に関する法律等

平成28年4月に「農業委員会等に関する法律」が改正され、公選制を廃止し、市長村長が議会の同意を得て任命する方法となりました。

農業委員の選任に関する規則では、「候補者評価委員会」が候補者を評価し、市長に意見を報告、市長はその意見を参考にして農業委員候補者を決定し市議会の同意を得たうえで、農業委員を選任し辞令を交付することになっています。

(4) 決議案に対する討論

定例会最終日、開始時刻に議長が席を外し、約30分遅れて開会した本会議。産業建設委員長である高野議員が決議案を提出しました。

① 反対の立場で討論に立った岡野孝男議員は、

法律では、任命議案提出までは、市長の職務権限であり、選考過程に異議を唱えるのは執行権の侵害である。また、決議案にある無知と自覚欠如は辛辣で酷いものであり認めるわけにはいかない。

② これに対して、決議案に賛成の立場で討論に立った徳増千尋議員からは、

評点そのものを結果的に市長が変更させてしまった事実、辞書に無知とは知識が欠け知恵が無いこと。市職員の中に市長に言いたいことを言えない雰囲気がある。公務員である以上法令遵守が義務である。として賛同を求めました。

(5) 採決は可否同数により議長採決に

岡野議員と徳増議員以外に討論するものは無く、採決となりました。県議会補欠選挙立候補者2名が市議を辞職しているため議員数20に対して、議長を除く19名が採決に臨むことになりました。私は、岡野議員の反対討論と同じ見解でした。結果は、棄権1名、賛成9名対反対9名の可否同数となり地方自治法第116条の規定により、議長判断となりました。菱沼議長は賛成を表明し可決を宣言。「可否同数の場合、議長は現状維持の判断を良とする」事を事務局から助言されていました。結果は違う判断を選択しました。

議員の賛否

賛成議員 9名	鈴木康仁
	飯村一夫
	川井幸一
	岡野孝雄
	勝村孝行
	山本進
	徳増千尋
	高野要
	鈴木行雄
反対議員 9名	新田茜
	櫻井茂
	石橋保卓
	谷田川泰
	小松豊正
	村上泰道
棄権	関口忠男
	池田正文
	岡野孝男
玉造由美	

二、第2回定例会で行った一般質問

(1) 学校施設の維持管理について

「長年にわたり、石岡小
学校体育館の雨漏りがひど
い」との声があり、現場を
確認したところ、体育館内
には多数のバケツが並んで
いました。平成30年度に修
繕工事を行うと議会で説明
があったが、実施されてい
ないことがわかりました。



石小体育館舞台上のバケツとタライ

(1) 石小体育館の雨漏りの対応について伺う。

教育部長答弁要旨 震災による建物躯体のゆがみ
等から雨漏りが悪化した。屋根の状況を確認した
ところ塗装のみでは雨漏りを止められず、屋根の
補強を含めた改修工事が必要と判断した。
再質問 傷みがひどいことを確認しながら、現在ま
で、何故放置して来たのか伺う。

教育部長答弁要旨 他の小学校も老朽化が課題と
考えていた。石岡市学校施設個別施設計画の策定
により学校施設の整備計画を定め整理を行った。
しかしながら、施設修繕ができなかったことは申
し訳なかったと反省している。

再質問 雨漏りを放置して計画策定を優先するよ
う判断したのは誰なのか伺う。

教育部長答弁要旨 計画を作って順次進めること
になってしまいました。判断は私ではお答えでき
ない。できないというか、わかりません。

再質問 私は知りません。じゃ済まないんです。い
かがですか。

教育部長答弁要旨 個別計画により改修を年度ご
とにしていくことになった。言われてみれば放置
したといわれても仕方ないですが、結果的にそう
なってしまったことをお詫びしたい。

(2) 個別施設計画の位置づけと施設の維持管理・ 修繕について伺う

教育部長答弁要旨 小中学校統合再編計画と連動
し、1、安心安全な学校施設整備、2つ目、快適
な学校教育の維持向上、3つ目、教育の質を高め
たよりよい教育施設の充実等を目標にしている。

教育長答弁要旨 緊急的な修繕に迅速な対応を行
いながら、教育環境の充実整備を図っていく。

市長答弁 昨年度、私自身訪問し劣化状況を確認
し、改修を指示した。教育は、石岡の未来を創る
事だと考えており、特に校舎、体育館の修繕の充
実を早急に図るよう指示する。

再質問 目標に全くあっていない。令和4年度予算
措置と答弁しているが、工事発注は例年11月・12
月。竣工は令和5年2月頃。早急にとこの言葉を日
数に置き換えると1年半になる。500日先まで持ち
越すのか。それより早くやるのか。お尋ねしたい。

教育部長答弁要旨 部位修繕の調査を委託してお
り、結果が出たら来年度の予算要求をする。単年
度になるのか複数年かかるのかは検討したい。た
だ、体育館が一番酷い状況という事であれば順位
付けで体育館を工事の1番にしたい。

再質問 教育部長の認識を疑わざるを得ない。体育
館は、すぐに手を入れないとダメな状況です。すぐ
にやるための準備に取り掛かりたいというのが答弁
でしょう。舞台上にはバケツが8個。プリキ製の
タライ。入学式、卒業式で雨が降ってきたらタライ
をもって駆けつけるのか。現実を見てください。市
長に修繕についての決意を示していただきたい。

市長答弁 改めて早急に直さなくてはという認識
に立っている。酷い状況はわかっている。これに
ついては最速に修繕するよう指示してまいります。

※質問の会議録はA4用紙で9ページの量です。
詳細は、会議録又は録画映像をご覧ください。

(2) 教員の指導力確保について

教育現場には献身的な指導をされている多くの教
員がおります。一方、学習指導や生徒指導に課題の
ある教員がいるのも事実です。少数と思いますが、
学習指導を適切に行う事ができないケースは表面化
しにくく児童生徒にとって大きな不利益につながる
事が想定されますので、どのように教員の指導力を
確保していくのか伺います。

(1) 指導が不適切である教員の把握について
教育部長答弁要旨 管理職が日常的な授業参観で
実態把握をしている。保護者・生徒のアンケート
調査や相談等で教員の指導状況を把握します。

(2) 指導が不適切である教員への対応を伺う。
教育部長答弁要旨 指導主事等を学校に派遣し指
導助言を与えても改善されない場合、学校長が教
育委員会、県教育長あてに認定申請を行う。

指導力不足教員に判定されると県教育研修セン
ターで指導力の向上を図る研修を受けます。

(3) 具体例を紹介します。数学では、100以上の
説明の際に100は含まない。逆に100未満では100を含
むと授業で説明しています。間違った教え方をして
いる先生の報告は、教育委員会に上がっていますか。
教育部長答弁要旨 学校や保護者から指導力や適
正に問題があると思われる教員の報告・相談があ
り、必要に応じて直線本人や関係者から事情を聞
き、実態把握に努めています。

再質問 間違った指導撲滅に向けて、教育長の決意
を伺います。

教育長答弁要旨 校長、教頭、管理職による、人
材育成システムを活用しながら指導力不足と疑わ
れる教員がいけないような石岡市にしてまいりたい。

提言 是非、強い覚悟をもって、市内にそうした
先生がいればご指導いただき、より良い学校運営に
臨んでいただきたいと思えます。

三. 不適切な分割発注に関する決議

(1) 教育福祉環境委員会が参考人招致

平成30年度に教育委員会職員等によって、本来は競争入札に付すべき契約を違法に分割し随意契約とした事案について、教育福祉環境委員会において、当時の担当職員及び元部長並びに元教育長等の関係者の参考人招致（令和3年6月17日及び18日）を行い、事実確認を行ってまいりました。

(2) 文教厚生委員会が決議案を提案し可決

第2回定例会最終日の6月24日、委員の改選に合わせて委員会名が文教厚生委員会に変更され、新たな委員構成となる中で違法な随意契約問題について、委員会としての結論あるいは方向性を示すべきとの意見が出ていました。その一方で、議会が行った監査請求に対して、監査委員からは、詳細な調査報告書が第2回定例会に報告されました。第3回定例会における委員会審議の際に、「石岡市運動公園体育館に関する諸工事の不適切な分割発注に関する決議」を本会議に提案すること、一定の結論とすることに決しました。定例会最終日、文教厚生委員会委員長として私が決議案提出者となり、提案理由を述べ、全会一致で原案可決となったところであります。

(3) 決議案要旨

教育委員会の担当管理職員が、施設の追加改修工事を強く望む中で、年度内竣工が絶対であるとの思い込みから財務規則違反の分割発注による随意契約を行った。その際、意思決定過程の文書は作成されておらず、当時の教育委員会は組織としても機能していなかった。更に適切な人事配置もなされていなかった。執行部に対して議会への説明責任を果たすことを求めるとともに、再発防止策の徹底を図り、法令遵守を旨として業務に取り組んでいく体制を作る事を強く求める。

四. 国保税の課税方式変更について

日本では、全ての国民が何らかの公的な医療保険に加入する国民皆保険制度を採用しています。国民健康保険税は平成30年度から、安定的な財政運営及び広域的で効率的な事業運営を目指し、市町村から県に運営主体を移管しました。

(1) 石岡市は4方式計算で課税

現在、石岡市の課税方式は

- 所得割【世帯の前年所得に応じて計算】
 - 資産割【世帯の固定資産税に応じて計算】
 - 均等割【世帯の加入者数に応じて計算】
 - 平等割【一世帯に定額を課税】
- の4方式を採用しています。

この中で、資産割については、市外に資産を有していた場合、市が把握できないため課税されず不公平ではないか。平等割については、1人世帯が多数を占める状況となり、負担感が大きいといった声が出ていました。

県は、茨城県国民健康保険運営方針を策定し、その中で、国保税の課税方式を2方式「所得割と均等割り」とする方針を定めています。

(2) 課税方式の変更を議論

私が会長を務める石岡市国民健康保険運営協議会は、谷島市長からの諮問を受けて、課税方法について、慎重かつ活発な議論を重ねてまいりました。

県が薦める2方式の場合、県から交付金が支給されること、4方式よりも公平な課税方法となる等の理由から、令和4年度から所得割と均等割り2方式での課税を求める結論を答申しました。

ただし、新たな課税方式の採用により、国保税額に変動が生じるため、大きな増額となる世帯については軽減措置を求めたところです。

今後、協議会の答申を受けて、市長が計算方法や軽減策を具体化していくこととなります。

五. 上曾トンネルの進捗について

上曾トンネルは、石岡市上曾地区と桜川市真壁町山尾地区を結ぶトンネルとして現在、24時間体制で爆薬を用いた発破採掘作業、土の運搬作業を行っています。夜間については、騒音や振動を極力抑える配慮をしています。

令和4年度までトンネル採掘工事を、その後、換気設備や消火設備などのトンネル設備工事を行い、令和7年度竣工を目指しています。

事業主体	石岡市・桜川市
事業年度	H30年度～令和7年度
事業延長	L=5.58km(石岡区間 2.95km)
トンネル延長	L=3.54km(石岡区間 1.94km)
道路幅員	8.0m(車道 3.25m×2車線)
進捗	約 287m / 1,949m(10月12日時点)



上曾トンネル内部の様子

六. 有害鳥獣対策による捕獲

有害鳥獣駆除対策として毎年2回、イノシシの捕獲を猟友会の協力を得て実施しています。今年度は前年比較で頭数が大きく減少しています。

一方、捕獲した野生イノシシの豚熱感染は、県内116頭、うち石岡市が最も多く22頭を数えます。

第1回（例年6月に実施）

	R1	R2	R3
幼獣	2	8	3
成獣	66	85	78

第2回（例年8月末～10月実施）

	R1	R2	R3
幼獣	23	42	4
成獣	202	376	163

七. 決算特別委員会にて条例違反を指摘

令和2年度一般会計歳入歳出決算認定等の審査の為、10月26日から29日の4日間、決算特別委員会が開催されました。

(1) 特殊勤務手当に関する内部基準を確認

特殊勤務手当は、地方自治法第204条第2項の規定に基づき、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する職員に対して、条例に定めた金額が支給されます。

私は、手当の支給に関して曖昧な点があると感じて、市が条例化している特殊勤務手当10種類の**内部基準**を資料請求し、質問を行いました。

(2) 条例違反の運用を指摘

決算特別委員会初日、**夜間特殊業務**に関して質問すると、消防本部担当課長は「**管理職だけに支給している**」と答弁しました。しかし、管理職と一般職を区別する規定は無く、根拠を尋ねると「一部見直しをはかった」の一点張り。法制担当である**総務部次長**は「(運用は) **条例に規定されていないものと考えている**」として、条例違反を認めました。

次に、**緊急走行運転業務**に関する内部基準の「**条例に則り、一回の機関員業務につき150円を支給するもの**。ただし、**一当直につき支給額の上限を150円**としている」との記載について、誰が読んでも**条例違反**だとわかるはずと質問。

消防長は、特殊勤務手当支給に関して、違反ではない趣旨の発言をしましたが、**総務部次長**が既に**条例違反を認めている**と指摘すると、一転して**条例違反の運用を認めました**。

感染症に係る消毒等	1日 500円 新型コロナ関係は 3,000円又は4,000円	
救急業務	救命士は1件 300円 以外は1件 150円	
夜間特殊業務 (22時～5時)	深夜全て：1,100円 2時間以上：730円 2時間未満：410円	
消防業務	緊急走行運転 災害現場作業 特別救助業務等	1回 150円

(4) 総括審査で消防長が謝罪

決算特別委員会の最終日(29日)は総括審査となり、市長・副市長・各部長が出席します。審査開始冒頭に、初日に答弁できなかった**条例違反の運用**による支給漏れ対象者数と各年度の金額について消防長から答弁がありました。質問とは違う数字を答弁した上、**条例違反を始めた時期は「不明」という答弁が繰り返されました**。併せて**条例違反の運用について謝罪がありました**。

条例違反による手当の支給漏れについて市長は、「長年にわたり条例規定と異なる支給が行われてきた。対象者の調査を指示しており、調査結果を踏まえて対応を検討する。」と答弁しました。

(5) 条例違反をNHKと茨城新聞等が報道

決算特別委員会が終了した夕方、**NHK水戸放送局のいば6**で「**手当てが一部支給されない状態**」としてテレビ放映され、翌日の**茨城新聞朝刊**には「**職員手当運用ミス**」「**管理職限定や不当上限**」の見出しで広く報道されました。また、インターネットにも記事が掲載されたことで、**yahooニュース**としても情報が伝わり、このニュースのコメント欄が少なからず盛り上がりを見せました。その後、**朝日新聞**にも記事掲載がされました。

(6) 消防本部幹部の療養休暇取得

消防長は、11月9日から2カ月間の療養休暇に入りました。これにより、消防本部を所管する市議会総務企画委員会及び第4回定例会(12月)における**特殊勤務手当に関する説明**と今後の対応は、**消防本部次長に委ねられることになりました**。

条例違反の調査と解決策を練る担当課長は以前から体調不良を訴えていたようで、**決算委員会終了後に療養休暇を取得**。その後、**消防長も3月に続き2度目の療養休暇を取得**。消防本部の指揮命令及び危機管理意識が問われる事態となりました。

八. 組織体制の見直し

新年度から新たな組織体制とするため、11月12日(金)の**総務委員会**に見直し案が説明されました。

第4回定例会で議案可決をしないと新年度に間に合わないためとはいえ、唐突感があり、組織見直しの必要性和効果が不明瞭であるとの指摘を受け、**急遽15日(月)早朝に総務委員会を再度開催し、スポーツ振興課については変更を取り下げるというドタバタ劇となりました**。

現行組織	改正案 (11月12日)	修正案 (11月15日)
市長公室 ・行革推進課	市長公室 ・経営戦略課	改正案
教育委員会 ・スポーツ振興課	生活環境部 ・スポーツ推進課	改正案取下げ (変更なし)
経済部 ・商工課 ・観光課	産業戦略部 ・商工観光課 ・産業プロモーション課	改正案

九. 令和3年第4回定例会

会議は全て午前10時開始予定です。日程表の黄色の会議は、市議会ホームページからネット利用の生中継を閲覧できます。録画放映は、会議後10日前後で閲覧可能になります。

第4回定例会日程

月日	曜日	会議内容
11月30日	火	開会
12月1日～5日		休会
12月6日	月	一般質問
12月7日	火	一般質問
12月8日	水	一般質問
12月9日	木	議案質疑
12月10日	金	文教厚生委員会
11日・12日		休会
12月13日	月	総務企画委員会
12月14日	火	産業建設委員会
12月15日	水	議会運営委員会
12月16日	木	採決・閉会